

# 八街市民憲章

わたくしたちの八街は、開拓の歴史と恵まれた自然環境の中で、先人の努力によって栄えてきたまちです。

わたくしたちは、「ヒューマンフィールドやちまた」を目指して、調和のとれたよりよいまちづくりのために、この憲章を定めます。

1. 郷土を愛し、文化のかおり高いまちにしましょう。
1. 自然を大切にし、潤いのある美しいまちにしましょう。
1. きまりを守り、明るく住みよいまちにしましょう。
1. おもいやりのある、心のかよった豊かなまちにしましょう。
1. スポーツに親しみ、健康で働くたくましいまちにしましょう。

(平成4年9月28日制定)

この市民憲章は、市制施行を記念して、「住むことに誇りと愛着をもち、いつまでも住みつづけることを願う人間的なふれあいに満ちたまちづくり」の実現を目指し、市民の心のよりどころとして制定したものです。

制定には、「八街市民憲章制定委員会」が、市民の皆さんからお寄せいただいた条文、意見、提案、希望などについて、慎重に検討・審議し、これを基に市民憲章が作成されました。

市民憲章は、将来にわたり個性豊かな「八街市」を創造していくため、市民お互いが努力し、みんなで守りあう市民共通の精神的支柱としての規範であり、法的に市民の権利、義務を規制するものではありません。